

令和 6 年 8 月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和 6 年 8 月 13 日(火) 午前 9 時 30 分から 10 時 5 分

2 開催場所 富士市役所庁舎 8 階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出 席	欠席	
農業委員会会長	○	17 番	渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○	1 番	望月 稔
農業委員	○	2 番	望月 英俊
〃	○	3 番	田村 英俊
〃	○	4 番	高井 修一
〃	○	5 番	谷津倉 寛
〃	○	6 番	笹古 時男
〃	○	7 番	渡邊 武敏
〃	○	8 番	近藤 敏男
〃	○	9 番	鈴木 一孝
〃	○	10 番	新舟 進
〃	○	11 番	長尾 忠
〃	○	12 番	佐野 隆洋
〃	○	13 番	佐藤 正職
〃	○	14 番	渡邊 哲史
〃	○	15 番	太田 篤子
〃	○	16 番	安藤 公男
〃	○	18 番	後藤 環
〃	○	19 番	藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主 査 武内 清高
主 査 市川 由美恵

5 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【 会 長 】

まず、議事に先立ち、会長より議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め11番長尾忠君、12番佐野隆洋の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」について」ですが、これにつきましては先に配布してあります「富士市農業委員会会議議案」のとおり審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第25号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第41号「取消願いの報告について」までの、計7件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

【事務局】

(議案朗読及び説明)

【 会 長 】

最初に、議案5ページの議第25号「農地法第3条の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

富士川地区38番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

贈与者は、遠隔地に居住するため耕作管理できない。受贈者は、本地の耕作管理を以前からおこなっており、本地の所有権を引き継ぐことになったとのことです。受贈者は、近隣に住む弟さんやお子さんとともに耕作されています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

富士川地区38番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士川地区38番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区39番と40番、農地法第5条の大淵地区16番は、関連がございますので、一括審議とします。事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

まず、農地法第3条についてです。大淵地区39番は、賃貸人は、高齢化のため耕作管理できない。賃借人は、営農型太陽光発電事業の実施に伴い、前法人から農地の耕作管理を引き継いで行うということです。大淵地区39番は、所有者は、高齢化にともない耕作管理できない。地上権者は、発電施設の設置に関わる農地について設定した区分地上権の設定期間が満了したため、引き続き3年間の更新をし、営農型太陽光発電事業を行いたいということです。

つぎに、農地法第5条の大淵地区16番についてです。申請地は、先ほどの大淵地区40番の農地の一部です。転用の内容は、令和3年8月10日付で許可された営農型太陽光発電事業に伴う一時転用許可を更新したいというものです。こちらの農地については、収穫量は多くはありませんが以前からブルーベリーを栽培していました。今回許可を頂いた場合は、周辺も含めて草刈りを行うなど環境整備を十分に行った上で耕作していくよう、新たな耕作管理者に申し伝えました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

委員からお話しのあったとおり、今回、耕作管理する法人が交代します。新たに耕作管理を行う法人からは、菊川市及び袋井市での耕作面積証明が提出されており、合計で約10haの耕作実績を確認しております。また、富士市常駐で2名の従業員が従事予定と報告を受けております。

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要

件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

大淵地区39番と40番、農地法第5条の大淵地区16番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区39番と40番、農地法第5条の大淵地区16番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案7ページの議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

大淵地区17番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

転用内容は、分家住宅を建築したいということです。他の所有地は山林や青地であるため、建設地としてはこちらが最適であるとのことでした。周辺は住宅地であり問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、優良農地ではなく、宅地化が進んでいる区域が選定されています。また、転用基準に照らして、許可要件を満たすと考えます。

【 会 長 】

大淵地区17番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区17番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区18番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

転用内容は、地役権を設定し、所有する茶畑への進入路として、通行の利便性を確保したいというものです。従来から、双方では口頭での約束ができておりましたが、地役権を設定することとし、今回の申請となりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

委員から説明のあったとおり、地役権を設定し、通行の利便性を将来的に確保していくということを双方で合意し、申請に至ったということです。問題はないと考えます。

【会 長】

大淵地区18番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区18番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案8ページの議第27号「租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明」についての審議をお願いします。

鷹岡地区1番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

農地は、草も刈られ適正に管理されており、落花生や枝豆などの豆類、サツマイモや里芋などのイモ類、野菜、みかん、ビワなどの栽培がされておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

鷹岡地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

以上で「租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明」についてを終わります。

次に、議案9ページからの報告案件について、事務局から報告願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。

議事等はすべて終了しました。

令和6年8月13日

農業委員会会長

同 委員

同 委員
